

## 知的財産推進計画 2007 の見直しに関する意見書

社団法人 日本書籍出版協会

当協会では、知的財産推進計画 2007 の見直しにあたり、意見を申し上げます。2008 年の計画策定に際しては、以下の各項目が盛り込まれますよう是非ご検討いただきたく、お願い申し上げます。

### 活字コンテンツの普及

子どもの読書活動推進法および文字・活字文化振興法の具現化を行うため、2007 年 10 月に国民各界各層からなる「財団法人 文字・活字文化推進機構」が設立されました。この機構はその事業として、学校における「読育」の充実、企業・職場における言語力の向上等を掲げています。我が国が海外に通用する優れたコンテンツを今後も生み出し続けていくためには、国民の言語力が高い水準を維持していくことが不可欠であり、言語力の向上は文字・活字に親しむことで育まれます。「創造的な国」づくりを目指す同機構の活動は極めて重要なものであると考えます。

翻って、知的財産推進計画 2007 をみると、世界最先端のコンテンツ大国を実現するための施策として、デジタルコンテンツの流通促進のための制度や契約ルールの整備が提言されています。この内容については強く賛意を表するものですが、創造され活用されるべきコンテンツは、デジタル形式のものには限られず、また日本を代表するコンテンツはアニメ、ゲームソフトに限られません。従来印刷媒体で発行される出版物もコンテンツ産業の中では、非常に重要な役割を果たし続けています。

世界から高い評価を得ている我が国のコンテンツとして、アニメ等に注目が集まっていますが、書籍・雑誌・新聞等の出版物によって流通する活字コンテンツも同様に非常に高い評価を受け、ビジネスとしても成功を納めています。また、映画をはじめアニメやゲームソフトの原作となっている出版物も少なくなく、活字コンテンツはあらゆるコンテンツの源泉となっているともいえます。

知的財産推進計画 2008 では、文芸・コミック作品をはじめとする活字コンテンツの振興への配慮をお願いいたします。

### ブックフェアの役割

村上春樹の全世界的な人気は多くの人の知るところですが、それ以外でも多数の日本の作家の作品が世界各国で翻訳出版され好評を博しています。しかし、コミックに比べると海外での発行部数は未だ発展の余地が大きく、さらに裾野を広げるためにも国際ブックフェア等での PR 活動が重要な意味を持ってきます。

世界最大のブックフェアである、フランクフルト・ブックフェアでは、日本の出版社のブースが、国の助成を得て出展している韓国、中国、さらにはインド等の共同ブースの拡大によって、従来の場所から不利な移動を余儀なくされる恐れが出ています。アジア各国のコンテンツとの競争に打ち勝つためには、海外市場へのアプローチとして最適な各国のブックフェアへの出展に対する国の援助は極めて有効です。

ドイツ第二のブックフェアであるライプチヒ・ブックフェアでは、このフランクフルトを上回る規模で日本を中心としたコミックのブースが設けられており、全ドイツからコミックファンの若者が参加しています。このような日本のコンテンツへの関心をそれだけに終わらせず、この動きと連動して、文芸作品をはじめとする日本の活字コンテンツについては日本文化全般への理解を広げていくことが重要であると考えます。

本年のソウル・ブックフェアでは、国の全面的なバックアップを受けた「中国年」が盛大に催される予定であり、来年6月の同フェアでは「日本年」の開催が決定しています。日本の出版文化のすばらしさを世界に伝え、コンテンツ輸出大国としての地位を獲得する一つの契機とするためにも、国による「日本年」に対する支援を是非ともお願いいたします。

#### **学術専門書出版への支援**

学術専門書の出版振興については、日本学術振興会の科学研究費補助金（科研費）によって、市場では多くの売り上げは見込めないものの、非常に重要性の高い学術専門書の出版が可能になっています。しかし、平成19年度の研究成果公開促進費は18億円で前年度の30億2560万円に比べて、約40%の大幅な減少になっています。我が国の学術研究の水準を維持していくためには、学術研究成果が確実に公表されていくことが必要で、それが日本の基礎的な国力の増進につながるといえます。国内での充実なくして海外への展開は困難です。

知的財産推進計画2008では、学術専門書出版の支援・増強についての項目を加えていただくようお願いいたします。

#### **デジタル時代における出版者の法的保護**

放送と通信の融合等、デジタル化・ネットワーク化時代ではメディア間の相乗効果を高めていくことがさらに重要になります。このようなメディアの多様化については、出版業界も避けては通れない情勢の渦中にあります。

しかし、出版者は著作権法上、何ら固有の権利を持たず、また著作権法に規定された出版権は、紙媒体による出版物にその範囲が限定されているため、出版物のデジタル化に際しては、専ら著作者の持つ著作権のみが働くこととなります。

出版者としては、自らの発意と責任によって発行し販売のリスクを負っている出版物の二次的利用の高まりの中で、自らの権利主張ができない状況にあり、これが出版物の

デジタル化事業を展開する上での懸念材料となり、ビジネス展開が遅れている一因にもなっています。

活字コンテンツの保護と利用をデジタル化して促進するという観点から、「出版者の権利」創設に関する項目が再び知的財産推進計画の中に盛り込まれ、議論が改めて行われることを要望いたします。

### 国立国会図書館のデジタルアーカイブ

国立国会図書館に納本された図書を保存のためにデジタル化してアーカイブに蓄積することについては、現在、＜文化審議会著作権分科会過去の著作物等の保護と利用に関する小委員会アーカイブワーキングチーム＞で検討されています。そこでは、図書の「保存」（デジタル化）、「検索」、「提供」のそれぞれの段階において、著作権者、出版者の経済的利益を不当に侵害しないように見直しが行われなければならないと考えます。市場で入手できる図書が、国立国会図書館から公共図書館に配信されることで容易に読むことができるようになるとすれば、それは、ベルヌ条約における「スリーステップテスト」でいう「通常の利用を妨げる」ことにつながり条約違反となりかねません。

出版社としても、一度発行した出版物が長い期間にわたり国民の目に触れていることは大きな喜びであります。近年では、1冊からでも印刷・発行できる「オン・デマンド出版」や、自らネットで配信するという出版社も現れており、国会図書館のデジタルアーカイブによって出版社のビジネスにどのような影響があるのかは簡単には予測がつかないところがあります。

つきましては、デジタルアーカイブ化図書館資料の利用の円滑化については、拙速を避け、権利者、利用者、図書館の三者による協議会のもとで、種々の条件が協議されていくことを提言いただきたい。

以 上